

宗像地区事務組合人事行政の運営等の状況の公表について

宗像地区事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成28年条例第9号)第2条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年3月31日

宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	165,823 人	2,453,686 千円	85,006 千円	1,257,899 千円	51.3%	51.2%

※宗像市:97,045人、福津市:68,778人

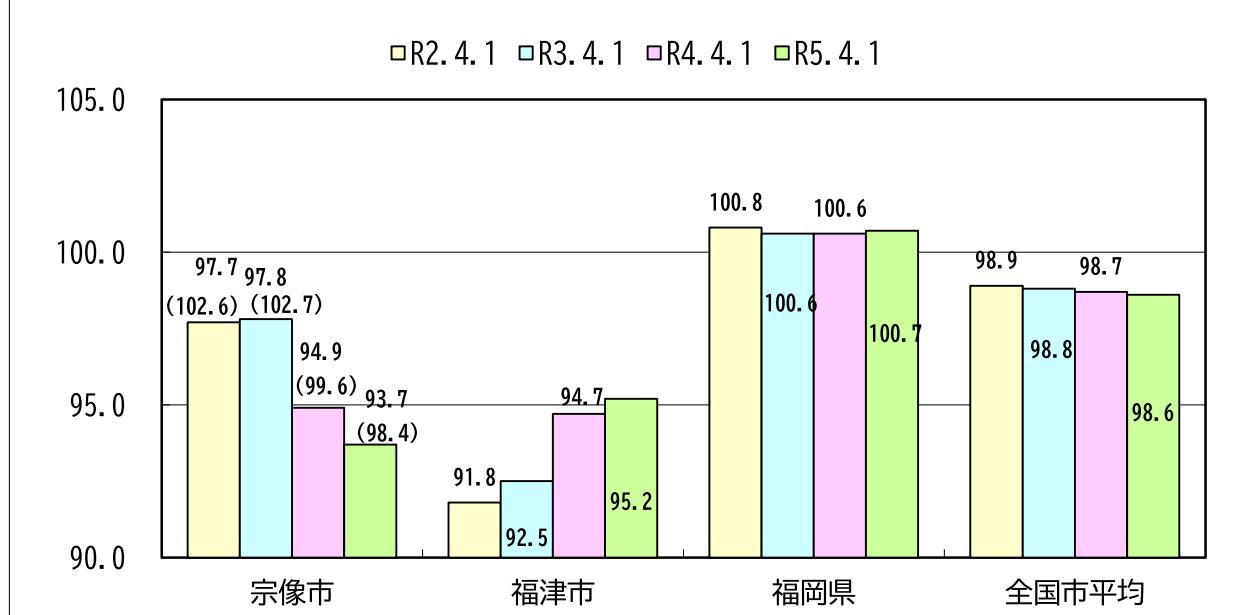
(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	143 人	535,373千円	182,025千円	234,084千円	951,482千円	6,654千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員の給与費を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全国地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)
- 3 宗像地区事務組合では、ラスパイレス指数を算出していない。

(4) 紹介制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の紹介制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 国と同じ。ただし福岡県を参考に一般行政職給料表のみ4級に8号給増設。激変緩和のための経過措置（現給保障）についても国と同様に3年間（平成30年3月31日まで）実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合と実施時期） 平成27年度より3.5%を支給（平成26年度までは2.5%）。

平成27年度の遡及改定はなし。段階的に引き上げることとし、平成28年度は4.5%、平成29年度以降は5%。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

また、持家に係る住居手当の廃止や自動車等に係る通勤手当の減額を実施。（全て平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職 ※公営企業会計部門水道事業に従事する者

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宗像地区事務組合	54.0 歳	370,500 円	452,710 円	426,775 円
福岡県	41.8 歳	315,847 円	408,007 円	356,998 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円

※令和5年4月1日現在

②消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宗像地区事務組合	39.1 歳	324,286 円	434,257 円	412,552 円
福岡県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	41.8 歳	328,209 円	— 円	388,322 円

国においては公安職

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

2 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	宗像地区事務組合	福岡県	国
一般行政職	大学卒 196,200 円	191,400 円	196,200 円
	高校卒 170,900 円	158,600 円	166,600 円
消防職	大学卒 224,600 円	— 円	227,600 円
	高校卒 194,900 円	— 円	191,800 円

国においては公安職

国においては公安職

※令和5年4月1日現在

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 — 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒 — 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒 — 円	348,900 円	— 円	376,500 円
	高校卒 — 円	345,400 円	— 円	377,067 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 職員の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

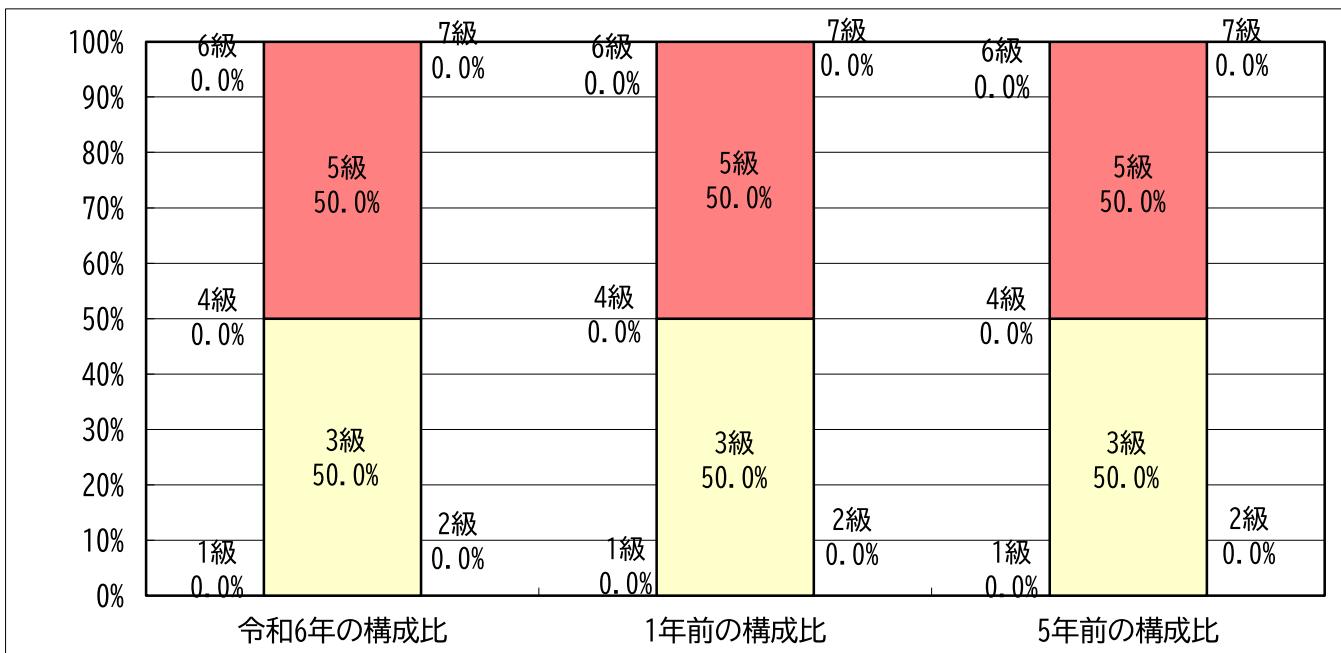
①一般行政職 ※公営企業会計部門水道事業に従事する者

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	0 人	0.0%	162,100 円	249,400 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事	0 人	0.0%	208,000 円	305,200 円
3 級	主査	1 人	50.0%	240,900 円	351,000 円
4 級	相当困難な業務を所掌する主査、係長	0 人	0.0%	271,600 円	384,900 円
5 級	主幹	1 人	50.0%	295,400 円	394,000 円
6 級	課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職	0 人	0.0%	323,100 円	411,300 円
7 級	事務局長若しくは次長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職	0 人	0.0%	365,500 円	446,200 円

(注) 1 宗像地区事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数構成比の推移（各年4月1日現在）



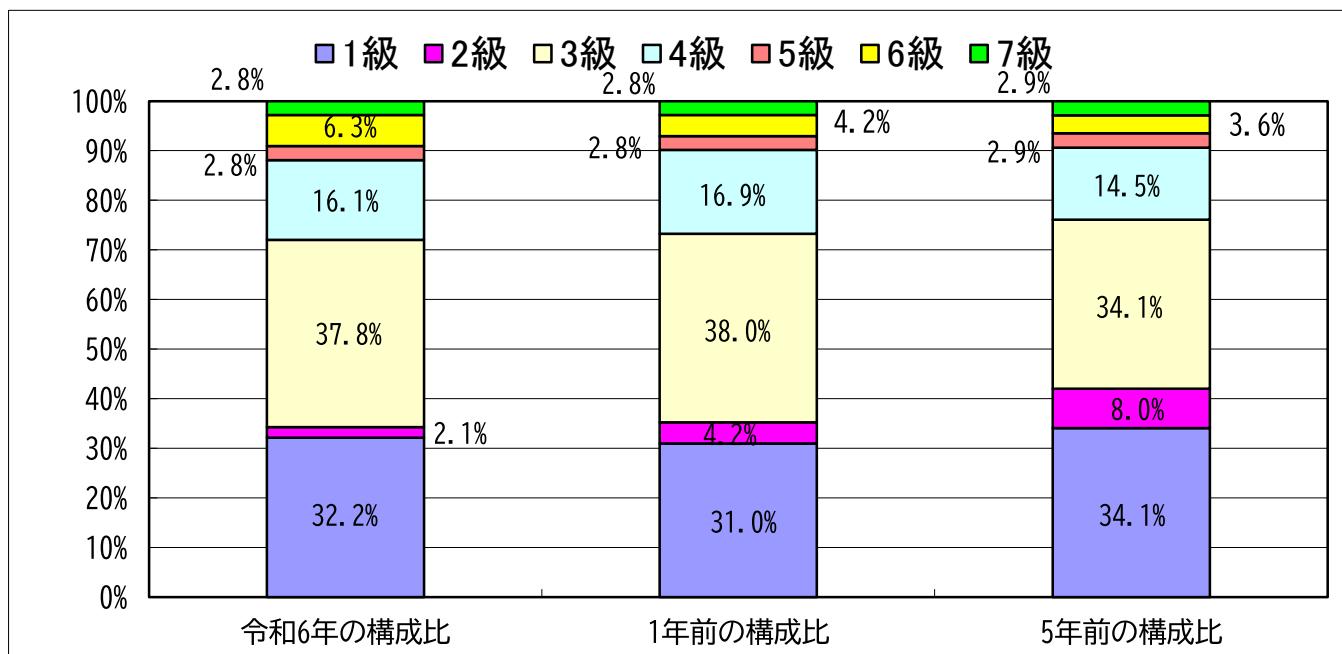
②消防職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	46 人	32.2%	188,100 円	325,900 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする係員	3 人	2.1%	204,100 円	362,600 円
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする係員 主任、小隊長又は副小隊長	54 人	37.8%	227,900 円	382,000 円
4 級	係長又は出張所長 特に高度の知識又は経験を必要とする主任、小隊長又は副小隊長	23 人	16.1%	265,300 円	402,500 円
5 級	主幹	4 人	2.8%	302,500 円	418,200 円
6 級	課長又は副署長	9 人	6.3%	326,500 円	426,300 円
7 級	消防長、次長又は署長	4 人	2.8%	351,800 円	441,900 円

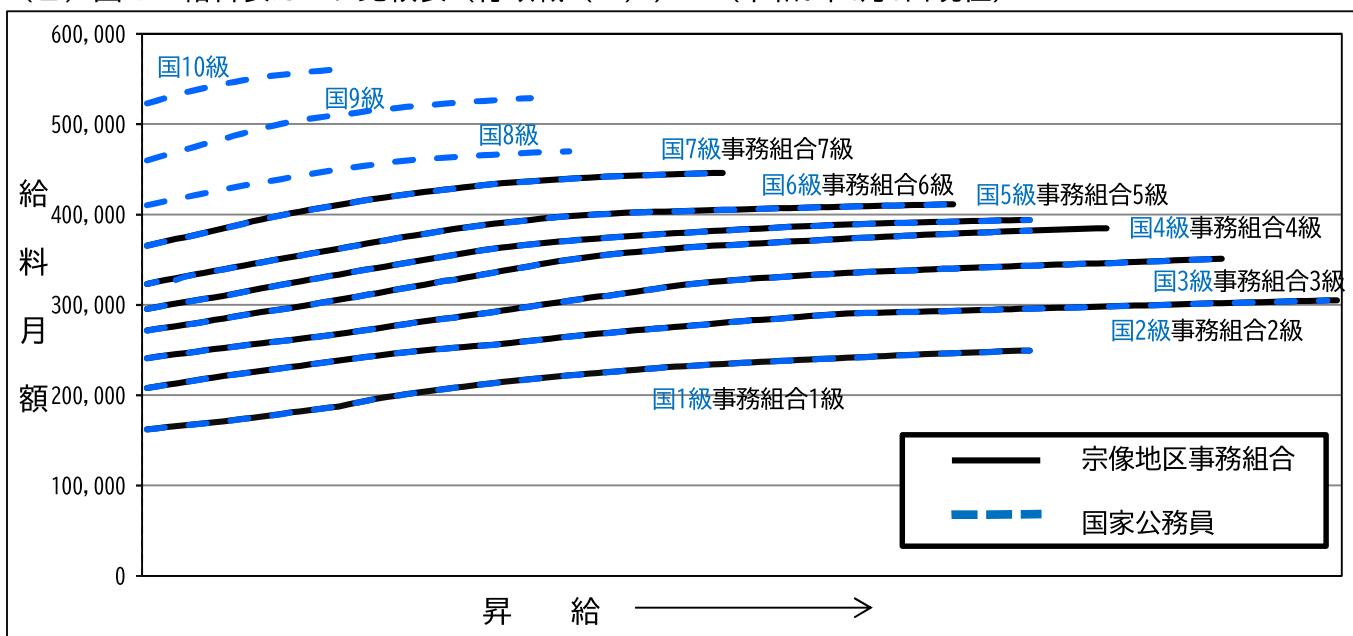
(注) 1 宗像地区事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数構成比の推移（各年4月1日現在）



(2) 国との給料表力一括比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（宗像地区事務組合）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分
○ 人事評価を活用している	上位、標準、下位の区分	○	○	○
	上位、標準の区分			
	標準、下位の区分			
	標準の区分のみ（一律）			
□ 人事評価を活用していない				
活用予定期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宗像地区事務組合	福 岡 県		国	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,649 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,637 千円		(未公表)	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	(令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	
(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。				

勤勉手当への人事評価への活用状況（宗像地区事務組合）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の区分のみ（一律）					
□ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

宗像地区事務組合			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	(未公表)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	28,688 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	201 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
宗像地区事務組合	5 %	143 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	7,504 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	71 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	73.4 %		
手当の種類（手当数）	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急出場手当	救急業務に従事する救急救命士	救急出場	1回につき350円
	救急業務に従事する上記以外の消防吏員		1回につき200円
	救急活動及び救急支援活動に従事する消防吏員	救急活動及び救急支援活動	1回につき200円
潜水作業手当	潜水作業に従事する消防吏員	潜水業務	1回につき500円
夜間特殊業務手当	受付及び通信指令業務に従事する消防吏員	受付及び通信指令業務	1当務につき300円

(5) 時間外勤務手当及び休日勤務手当（再任用職員を含む）

支給実績（令和5年度決算）	89,438 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	596 千円
支給実績（令和4年度決算）	83,448 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	542 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の職員数である。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のいる職員に対して支給 配偶者 … 6,500円 子 … 10,000円 配偶者以外の扶養親族 … 6,500円 特定扶養加算 (子が満15歳に達する 日後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日後 の最初の3月31日ま で) … 5,000円	同　じ	－	27,341 千円	304 千円
住居手当	【借家】 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃額に応じ、28,000円を限度に支給。	同　じ	－	11,216 千円	288 千円
通勤手当	【交通機関等利用者】 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額を支給（片道2km未満のものを除く）。 【自動車等の交通用具利用者】 距離区分（片道2km以上）に応じて支給。距離区分2～3kmは2,200円。以後、1km増すごとに600円加算。ただし、1月当たり55,000円が支給限度。	【交通機関 等利用者】 同じ 【自動車等 の交通用具 利用者】 異なる	【自動車等の 交通用具利用 者】 距離区分・支 給額が異なる	10,461 千円	82 千円
管理職手当	管理職職員に定額支給 41,600円～77,900円	異なる	制度は同じだが、支給額が異なる	7,058 千円	543 千円
管理職員 特別勤務手当	災害対応等のため週休日等または平日深夜において勤務した管理職員に支給 3,000円～8,500円	異なる	制度は同じだが、支給額が異なる	367 千円	28 千円
宿泊直手当	宿泊直を行った職員に支給 通常時 4,400円/回 災害時 5,300円/回	異なる	制度は同じだが、支給額が異なる	－ 千円	－ 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	年額	(参考)類似団体における		
		最高額	/	最低額
給料	組合長 142,000円 (一円)	336,000円	/	142,000円
	副組合長 115,000円 (一円)	318,000円	/	115,000円
報酬	議長 73,000円 (一円)	336,000円	/	73,000円
	副議長 67,000円 (一円)	318,000円	/	67,000円
	議員 62,000円 (一円)	300,000円	/	62,000円

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 期末手当、退職手当の支給なし。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

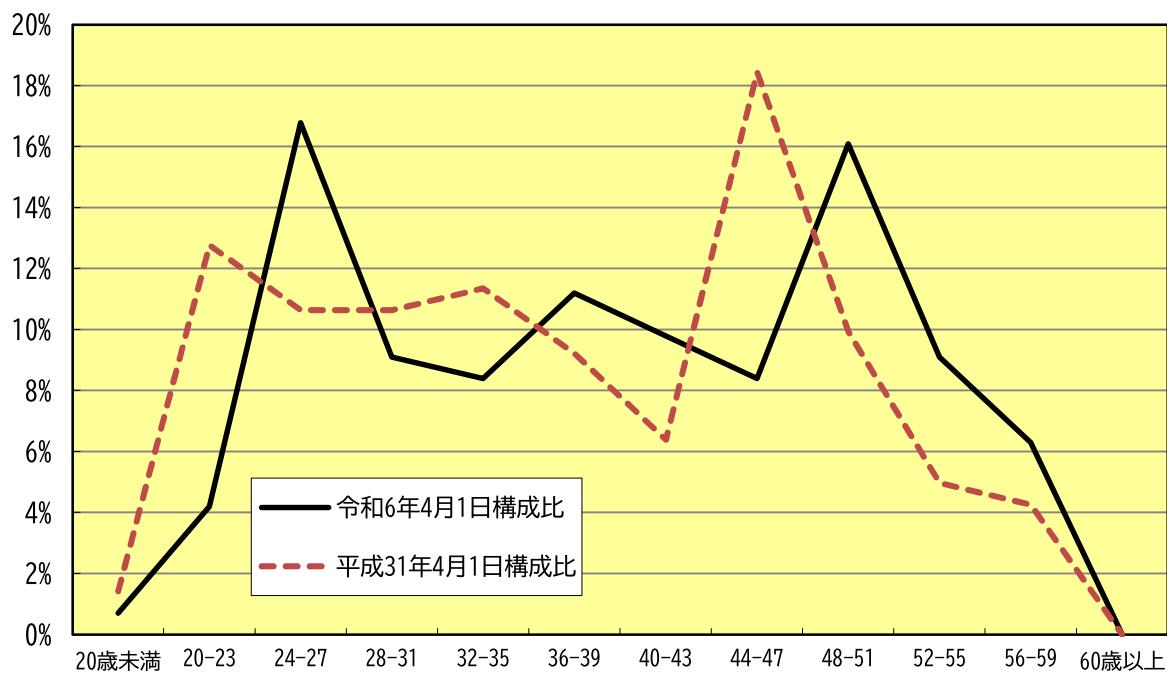
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	0 (9)	0 (9)	0 (0)	
	消防部門	143 (0)	142 (0)	1 (0)	
	小計	143 (9)	142 (9)	1 (0)	
公営企業会	水道事業 (公営企業)	2 (6)	2 (6)	0 (0)	
	小計	2 (6)	2 (6)	0 (0)	
合計		145 (15) [171]	144 (15) [168]	1 (0) [3]	

(注) 1職員数は、他団体派遣職員を含む。

2 ()内は、構成市からの派遣職員で、上段に含めない。

3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人	6	24	13	12	16	14	12	23	13	9	0	143

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部門別	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
教育	-	-	-	-	-	-	-	- (- %)
消防	139	141	141	147	142	143	4	4 (2.9 %)
普通会計 計	139	141	141	147	142	143	4	4 (2.9 %)
公営企業等会計 計	2	2	2	2	2	2	0	0 (0.0 %)
総合計	141	143	143	149	144	145	4	4 (2.8 %)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

(4) 職員の任免に関する状況

採用者数及び退職者数

令和5年度				令和6年4月1日	
採用者数		退職者数		採用者数	
行政職	消防職	行政職	消防職	行政職	消防職
0人	2人	0人	1人	0人	2人

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和 5年度	2,981,939 千円	406,026 千円	22,327 千円	0.75%	0.70%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	2人	9,897 千円	523 千円	3,482 千円	13,902 千円	6,951 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員の給与費を含まない。

イ 特記事項

なし

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間

勤務時間 (日勤)	午前8時30分から午後5時00分まで 1日7時間45分、1週間38時間45分	週休日 (日勤)	土曜、日曜、祝日 12/29～1/3
勤務時間 (交代制勤務)	1回の勤務につき16時間以内 (勤務日が引き続き12日を超えないこと。)	週休日 (交代制勤務)	毎4週間につき8日以上

※職場により、上記と異なる場合があります。

2. その他の勤務条件（令和6年4月1日現在）

（1）休暇

休暇の種類	事由	取得期間	給与の有無
年次有給休暇	1年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	(1) 医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日または時間 ・結核性疾患 最大 1年 ・その他の疾患 最大 90日 (任命権者が特に必要と認める疾患最大180日) (2) 労働安全衛生法第68条の規定により就業を禁止した期間	有給
特別休暇 (主なもの)	職員の分べん 職員の出産補助 職員の結婚 子の看護休暇 ボランティア休暇 忌引	産前8週間（多胎妊娠14週間）、産後8週間 連続または分割して2日の範囲内 連続する7日の範囲内 1年において、子一人につき5日の範囲内 1年において、5日間の範囲内 規則に定める期間内において必要と認める 配偶者、父母 10日 子 5日 など	有給
介護休暇	配偶者、父母、子などで負傷、疾病、または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給

（2）育児休業

種類	内容	取得期間	給与の有無
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が休業することができる制度	産後休暇終了日の翌日から子が3歳に達する日までのうち、職員の請求に基づく期間	
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が休業や短時間勤務することができる制度	条例で定める勤務形態 例) 1週間当たりの勤務時間 19時間25分、24時間35分など	無給
部分休業		勤務時間の始めまたは終わりにおいて、2時間を超えない範囲内で30分単位	

■ 職員の休業に関する状況

「休業」とは、職を保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

職員が3歳未満の子を養育する場合に、任命権者の承認を得て、休業（育児休業）することができます。また、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（部分休業）又は1週間あたりの勤務時間を短縮すること（育児短時間勤務）ができます。

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性職員	9	0	0
	0	0	0
女性職員	2	0	0
	0	0	0
計	11	0	0
	0	0	0

(注) 上段は令和5年度に新たに取得した者、下段は令和4年度以前から引き続き取得している者的人数。

■ 職員の分限および懲戒処分の状況

1. 分限処分

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図るため、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。分限処分には、降給、休職、降任、免職の4種類があります。

2. 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、任命権者がその職員の責任を追及して行なう処分であり、公務における規律と秩序の維持を目的として行なわれる不利益処分のことです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(令和5年度実績)

分限処分の状況		懲戒処分の状況	
内 容	人 数	内 容	人 数
降 紇	0人	戒 告	0人
休 職	2人	減 給	0人
降 任	0人	停 職	0人
免 職	0人	免 職	0人

■ 職員の服務の状況

地方公務員法では、服務の根本基準を「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない（地方公務員法第30条）」と定めています。この根本基準の具体的規定として、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「営利企業等の従事許可」といった服務上の義務が定められています。

営利企業などの従事許可の状況（令和5年度実績）

区分	件数
営利目的の会社などの役員の地位を兼ねること	0件
自ら営業を目的とする私企業を営むこと	16件
報酬を得て事業や事務に従事すること	31件

■ 職員の退職管理の状況

課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、宗像地区事務組合職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第8号）第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。同条例第4条第2項の規定に基づき、下表の通り公表します。

退職年度	退職時の職位	退職者数	再就職者数
令和4年度	部長級	3	0
	課長級	0	0
令和5年度	部長級	0	0
	課長級	0	0
令和6年度 ※令和6年4月1日～12月31日の間	部長級	0	0
	課長級	0	0

■ 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の公務能率の発揮および増進を目的に任命権者から組織的かつ計画的に行われています。このことは、地方公務員法の中にも規定され、職員の能力開発に努めています。

令和5年度に実施された主な研修は、次のとおりです。

独自研修	メンタルヘルス研修 など
職場外研修	福岡県市町村職員研修所 消防大学校 福岡県消防学校等の研修機関や病院での各種専門研修 など

■ 職員の福祉および利益の保護の状況

1. 安全衛生管理

職場の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために労働安全衛生法等に基づく、産業医や衛生委員会を設置し、安全衛生管理体制を整備する等して、その実現に努めています。

2. 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業主責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行なうため、全職員を対象とする定期健康診断などを実施しています。

健康診断受診者数 (令和5年度実績)	
定期健康診断	149 人

3. 職員の福利厚生

年度	福利厚生事業 に係る決算額	職員互助会へ の公費負担額 A	会員掛金総額 B	互助会会員数 C	会員1人当たりの 公費の補助金額 A/C	公費負担率 A / (A+B)
						50.0%
令和5年度決算	6,860千円	2,524千円	2,524千円	144人	17,528円	50.0%
令和4年度決算	6,802千円	2,578千円	2,578千円	144人	17,903円	50.0%

4. 公務災害補償

公務災害等の認定状況（令和5年度実績）

公務災害	通勤災害	計
0件	0件	0件

■公平委員会からの業務の状況報告

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合は、公平委員会は必要な審査を行い、事案を判定し、市の機関に対し必要な勧告をしなければなりません。

令和5年度実績	0件
---------	----

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合は、公平委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行ないます。

令和5年度実績	0件
---------	----